

「自動運転に係る制度整備大綱」において道路運送車両法体系で
対応が必要とされている項目と資料4に掲げる主な論点との関係

項目	概要（自動運転に係る制度整備大綱の該当箇所抜粋）	資料4の主な論点との関係
(1) 保安基準		
1	自動運転車の安全性の担保 （道路運送車両の保安基準） ・自動運転車の安全性については、技術の進展に応じて新技術に係る保安基準を検討【P12】 ・現行の保安基準に定めていない、開発段階にある新技術に係る基準については、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえつつ、技術の多様性を阻害しないことに留意し、 <u>段階的に基準の策定を進める</u> 。【P13、P14 及び P15】	論点①
2	走行記録装置の義務化 2020年を目途に、 <u>データ記録装置（イベントデータレコーダー（EDR）、ドライブレコーダー等）の設置義務化</u> について検討する。【P20】	論点①
3	国際的な議論を踏まえた自動運転車の安全性評価手法の策定 <u>自動運転車の安全性が確保されているかどうかを確認するための評価手法（実走行によるテストに加えて、シミュレーションも活用することを検討内容に含む）</u> について、国際的な議論を踏まえつつ検討を進める。【P13、P14 及び p15】	論点①
4	基準緩和認定制度の無人自動運転移動サービス事業への適用 現行の保安基準のうち当該サービスの実現において適用する必要のないものについては、 <u>現在実証実験の際には活用可能な基準緩和認定制度を事業化の際にも活用可能とするなど、柔軟な措置を講ずることを検討する</u> 。【P15 及び 16】	論点①
5	自動運転車の安全性の担保 （自動運转向け走行環境条件の設定） <u>安全基準と自動運转向け走行環境条件設定（運行・走行環境）で、一体的に安全を確保する仕組みを構築する</u> 。【P12】	論点①、②
6	自動運转向け走行環境条件の範囲内で車両が運行されていることの確認・監視方法の検討 <u>自動運转向け走行環境条件の範囲内で車両が運行されていることを確認・監視する方法</u> について関係省庁にて議論する。【P12】	論点②

7	自動運転向け走行環境条件の設定に係る客観的な指標の策定	自動運転向け走行環境条件の設定については導入地域の環境や条件をパターン化し、客観的な指標を作成することで安全性の確認ができるようにしていく。【P12】	論点②
8	「自動運転車の安全技術ガイドライン」のとりまとめ	自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や安全確保のための方策（制御システムの安全性、サイバーセキュリティ、運転者へのシステムの異常警報等のHMI（ヒューマン・マシン・インターフェース）等に関し、設計・開発の際に考慮すべき要件等）について検討し、2018年夏頃を目途にガイドラインとして取りまとめる。【P13、P14 及び P15】	—※1
9	電子牽引によるトラックの隊列走行に係る技術的要件の検討	トラックが現行の牽引を基準にしたいいわゆる「電子牽引（仮称）」で隊列走行を行う場合の車両が満たすべき技術的要件について、ガイドラインの策定等の検討を行う。【P13】	—※2
10	自動運転トラックの隊列走行に係る技術的要件の検討	自動運転によるトラックの単独走行車が、車車間通信を使用して他車に追従走行をすることで隊列走行を行う場合の車両が満たすべき技術的要件について、検討を行う。【P14】	—※3
(2) 型式指定（認証）制度			
11	使用過程の自動運転車に搭載されるソフトウェアの継続的な更新に対する審査のあり方	使用過程の自動運転車に求められる保守管理（点検整備・車検の確認事項）及びこれらの車両に搭載されるソフトウェアの継続的な更新に対する審査の在り方について保安基準の策定を踏まえて検討し、必要な対策を段階的に講ずる。【P13 及び P14】	論点③
(3) 点検整備			
(4) 検査			
12	使用過程の自動運転車に求められる保守管理（点検整備・車検）のあり方	使用過程の自動運転車に求められる保守管理（点検整備・車検の確認事項）及びこれらの車両に搭載されるソフトウェアの継続的な更新に対する審査の在り方について保安基準の策定を踏まえて検討し、必要な対策を段階的に講ずる。【P13 及び P14】	論点④～⑥

※1 車両安全対策検討会において検討を行い、本年夏頃目途にガイドラインとしてとりまとめ・公表予定

※2 他の先進技術に係るガイドラインと同様に、ASV 推進計画の枠組みにおいて検討中

※3 他の先進技術に係るガイドラインと同様に、ASV 推進計画の枠組みにおいて検討予定